

○東京都市町村職員退職手当組合職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例

(昭和56年11月4日)
条例第1号

改正 平成28年 2月25日 条例第10号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果
に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 法第28条第1項第1号又は同条同項第3号の規定に該当するものとして職員を
降任若しくは免職することができる場合は、人事評価又は勤務の状況を示す事実
に照らして、勤務成績が良くないこと又はその職に必要な適格性を欠くことが
明らかな場合とする。

2 法第28条第1項第2号の規定に該当する者として職員を降任若しくは免職する
場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合
においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定に該当する者として職員を降任若しくは免職する
ことができる場合は、その職員が明らかにその職に必要な適格性を欠くと認め
られ、その職員を現に有する他の職に転任させることができない場合に限るもの
とする。

4 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書
面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3
年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、
任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅し
たと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑
事事件

が裁判所に係属する間とする。

(休職の効果)

第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。